

あわてるな!! 保険証は すぐになくならない!!

【速報】東京高齢期運動連絡会
2024年8月3日(土)版
tokyo.koureiki@gmail.com
豊島区南大塚3-1-12
生方ビル4階
03-5956-8781



12/2からも**今の**保険証は使えます

「あわててマイナ保険証を作らなくても大丈夫」という周知・広報を急いで広げましょう。

国はマイナ保険証の普及に躍起になっています。後期高齢者保険証に、マイナ保険証を使わないといけないとの誤解を与えるような説明が同封され、誤解と不安が広がっています。

※現在の保険証は有効期限まで 普通に使えます。

12月2日以降も、現在手元にある健康保険証は、最長1年間またはその有効期限が切れるまで、後期高齢者は2025年7月末まで、今まで通りに使えます。手元にある保険証は絶対に廃棄しないでください。

保険証



※マイナ保険証のない人には、 申請なしで資格書が送られます。

マイナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしない人には、保険証の有効期限が切れる前に、資格確認書が申請なしで自動的に交付されます。



※資格書は、いままでの保険証と 同じように使えます。

資格確認書は、いままでの健康保険証と同じように使うことができます。窓口でいったん10割払わねばならないということはありません。

※だから、あわてて「マイナ保険 証」を作らなくても大丈夫

したがって、あわててマイナンバーカードを作ったり、マイナ保険証の登録をしたりする必要は、まったくありません。



だいじょうぶだ

窓口負担は20円安くなりません。

厚生労働省のプリントには、「医療費を20円節約でき」と書いてあります。しかし第1に医療費が診察ごとに20円安くなって自己負担は1割の人で2円、2割の人で4円、3割で6円です。第2にマイナ保険証を使わせた医療機関に上積みされる報酬を最終的に負担するのは私たちです。

10月末頃からはマイナ保険証の 利用登録の解除も可能に

10月末から各保険者に申請すれば、マイナ保険証の利用登録の解除が可能になります。一度利用登録してしまっても、やっぱり「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認書」の交付対象になります。申請方法などの詳細は今後明らかになります。

保険証廃止反対の闘いととも に「慌てなくても大丈夫!」の周知・広 報を各団体で急ぎ広げましょう

保団連などは、情報周知の取組みを強めています。各団体・地域でも、保険証廃止反対の運動を一層強めるとともに機関誌やチラシなどを活用して「あわててマイナ保険証を作らなくても大丈夫」という周知・広報を急いで広げましょう。

